（第３片）

領収済通知書

（国庫金）　第　号　主管

年度　一般会計　内閣府主管

取扱庁名　（番号）

納付目的

納付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

納付期限　年　月　日　上記の金額を領収しました。

納付場所　日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

領収年月日及び領収者名

住所

氏名　殿

あて先（歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

原票番号又は処理簿番号　年　号　処分番号　年　号

備考　［略］

（第３片）

領収済通知書

（国庫金）　第　号　内閣府主管

年度　一般会計　（番号）

取扱庁名

納付目的

納付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

納付期限　年　月　日　上記の金額を領収しました。

納付場所　日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

領収年月日及び領収者名

住所

氏名　殿

あて先（歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

原票番号又は処理簿番号　年　号　処分番号　年　号

備考　［同左］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第百十八号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月五日　厚生労働大臣　田村　憲久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例） **第九条の二**　二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。 一　いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること イ　共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合 ロ　麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき 二　（略） 2　前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。 一～三　（略） 四　いずれの申請者も、前項第一号イ又はロに掲げる場合に限り、麻薬（同号ロに掲げる場合にあつては、当該麻薬に限る。）を譲り渡す旨	（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例） **第九条の二**　二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。 一　いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること （新設）

（新設）

二　（略）

2　前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

一～三　（略）

四　いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨